

空き家・空き店舗活用補助金

空き家・空き店舗を使って出店する事業者に家賃の一部を補助します！

補助対象者

- ①週25時間以上継続して営業すること
- ②移転前の店舗を空き店舗としないこと
- ③空き店舗等の所有者が3親等以内の親族またはこれらの者が属する法人ではないこと
- ④宇佐商工会議所、宇佐両院商工会、四日市商店街振興組合いずれかに加盟していること
- ⑤市税の滞納がないこと

補助対象事業

小売業・飲食業・サービス業、
そのほかまちづくりに貢献する事業

補助対象区域

四日市商店街周辺
宇佐神宮周辺
詳細はお問合せください

補助対期間

営業開始日の翌月から12か月以内

補助対象経費

空き店舗等の家賃と来客用駐車場代

補助額

補助対象経費の2分の1
空き家の場合 月額補助上限3万円
空き店舗の場合 月額補助上限5万円

※注意事項

- (1) 今年度中に出店される方が対象です
- (2) 募集は予算に達し次第終了します

上記以外にも諸条件があります。詳細については下記へお問い合わせください。

必要書類

提出書類

- ①交付申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④賃貸借契約書の写し
- ⑤店舗位置図、平面図及び店舗写真
- ⑥個人の場合：世帯全員分の住民票の写し
法人の場合：登記事項証明書の写し
任意団体の場合：定款または規約等の写し
- ⑦市税の滞納のない証明
- ⑧営業許可証等事業を営むために必要な許可及び届出を行ったことがわかるもの
- ⑨暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書
- ⑩チェックフロー